

## 西宮市教育委員会教育支援センター事業実費徴収要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する教育支援センター事業における体験活動等に要する教材費等の費用（以下「実費」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 教育支援センター事業における体験活動等に参加した者。

(実費徴収の額)

第3条 実費徴収の額は、以下のとおりとする。  
調理実習に要する額は、270円とする。

(徴収方法)

第4条 対象者は、参加後に前条に定める額を委員会に支払うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。